

「林野火災警報・注意報」新設（令和8年1月1日施行）

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、本消防組合においても林野火災を予防するため、南渡島消防事務組合火災予防条例を一部改正し、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用を開始します。

●林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合に発令されます。

注意報発令時には解除されるまでの間、火の使用制限に従う努力義務が課せられます。

●林野火災注意報発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

●林野火災警報

気象状況が林野火災の予防上危険と認める場合に発令されます。

警報発令時には解除されるまでの間、火の使用制限に従う義務が課せられます。

警報発令時に消防吏員の命令に従わない者または火の使用制限に違反した者は30万以下の罰金または拘留の罰則が適用されることがあります。

●林野火災警報発令基準

林野火災注意報発令基準①、②のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険であると認められるときに発令するものとする。

●発令対象期間（林野火災警報・注意報）

3月～6月

●火の使用制限

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ・屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所において喫煙をしないこと。
- ・残火(たはこの吸がらを含む。)、取灰または火粉を始末すること。

●発令時の周知方法

- ・消防車両などでのパトロール・広報
 - ・防災無線広報
 - ・ホームページへの掲載
- などにより、周知、広報を行います。

●対象区域

	区域
北斗市	中央3丁目、中野通、中野通3丁目、中野、清川、野崎、大工川 大工川1丁目～大工川2丁目、常盤1丁目～常盤3丁目、押上、 押上1丁目～押上2丁目、添山、桜岱、三好、水無、飯生1丁 目～飯生3丁目、昭和1丁目～昭和2丁目、公園通1丁目、谷 好1丁目～谷好4丁目、富川1丁目～富川2丁目、館野、峩朗、 戸切地、柳沢、茂辺地、茂辺地1丁目～茂辺地5丁目、湯ノ沢、 茂辺地市ノ渡、矢不来、当別、当別1丁目～当別4丁目、三ツ 石、三ツ石1丁目～三ツ石2丁目、中山、村山、市渡、本郷、 本町、本町1丁目～本町6丁目、向野、向野1丁目～向野3丁目 文月、村内、南大野、清水川
七飯町	字桜町、桜町1丁目～桜町2丁目、字藤城、字上藤城、字仁 山、字緑町、緑町1丁目～緑町2丁目、字峠下、字本町、本町2 丁目～本町8丁目、字鳴川、鳴川1丁目～鳴川5丁目、字中野、 字中島、字大中山、大中山1丁目～大中山8丁目、字大川、大川 1丁目～大川11丁目、字大沼町、字西大沼、字東大沼、字軍川 、字上軍川
鹿部町	鹿部町の全区域

●たき火等を行う場合は、消防署への届出が必要です。

たき火等を行う場合、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」
が必要です。

※たき火に該当する行為（イメージ）



※たき火に該当しない行為（イメージ）



●お問い合わせ

- 北斗消防署 予防係 ☎ 0138-73-3191
七飯消防署 予防係 ☎ 0138-65-2244
鹿部消防署 予防係 ☎ 01372-7-3379